

○ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準（平成二十六年金融庁告示第六十号）

改正案	現行
（有担保資金調達等に係る資金流出額） 第三十二条（略） 2 前項の「担保交換に係る資金流出額」とは、レポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引のうち差入資産と受入資産が共に有価証券であるもの（第六十二条第二項において「担保交換」という。）について、それぞれの取引について第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額（当該額が零を下回る場合は、零とする。）の合計額をいう。 一（略） 二 銀行又は連結子法人等が取引相手方から有価証券を受け入れ、当該取引相手方に金銭を差し入れるレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引が行われるものとみなして、当該金銭の額に第六十三条第一項に定める資金流入率を乗じて得た額 第四十八条（略） 2 前項の「資金提供義務に基づく所要貸出額」とは、次に掲げる額の合計額をいう。 一（略）	（有担保資金調達等に係る資金流出額） 第三十二条（略） 2 前項の「担保交換に係る資金流出額」とは、レポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引のうち差入資産と受入資産が共に有価証券であるもの（第六十二条第二項において「担保交換」という。）について、それぞれの取引について第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額（当該額が零を下回る場合は、零とする。）の合計額をいう。 一（略） 二 銀行又は連結子法人等が取引相手方から有価証券を受け入れ、当該取引相手方から金銭を差し入れるレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引が行われるものとみなして、当該金銭の額に第六十三条第一項に定める資金流入率を乗じて得た額 第四十八条（略） 2 前項の「資金提供義務に基づく所要貸出額」とは、次に掲げる額の合計額をいう。 一（略）

二 銀行又は連結子法人等が基準日から三十日を経過する日までの間に、金融機関等以外の者との間の契約に基づき当該者に対して貸し付ける義務を負う金銭の額（前各節に定めるものを除く。）の合計額から、当該者からの第六十四条第二項に規定する貸付金等回収額の合計額に五十パーセントを乗じて得た額を減じた額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）

（その他偶発事象に係る資金流出額）

第五十三条 第四十九条第四号に掲げる「その他偶発事象に係る資金流出額」とは、偶発的な金銭その他の支払（前三条に定めるもの以外のものに限る。次項において「その他主要な偶発事象」という。）であつて、基準日から三十日を経過する日までの間に生じると見込まれるものの額（次項において「個別偶発事象に係る資金流出額」という。）に次項の資金流出率を乗じて得た額の合計額をいう。

2 銀行又は連結子法人等は、前項に規定するその他偶発事象に係る資金流出額の計算において、銀行又は連結子法人等の流動性に係るリスクの管理における区分を踏まえ、その他主要な偶発事象の分類ごとに個別偶発事象に係る資金流出額に対する資金流出率を設定することとする。

（有担保資金運用等に係る資金流入額）

第六十二条 （略）

2 前項の「担保交換に係る資金流入額」とは、レポ形式の取引等又

二 銀行又は連結子法人等が基準日から三十日を経過する日までの間に、金融機関等以外の者との間の契約に基づき当該者に対して貸し付ける義務を負う金銭の額（前各節に定めるものを除く。）の合計額から、当該者からの第六十四条第一項に規定する貸付金等の回収に係る資金流入額の合計額に五十パーセントを乗じて得た額を減じた額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）

（その他偶発事象に係る資金流出額）

第五十三条 第四十九条第四号に掲げる「その他偶発事象に係る資金流出額」とは、偶発的な金銭その他の支払（前三条に定めるもの以外のものに限る。次項において「その他主要な偶発事象」という。）であつて、基準日から三十日を経過する日までの間に生じると見込まれるものの額（次項において「個別偶発事象に係る資金流出額」という。）の合計額をいう。

2 銀行又は連結子法人等は、その他主要な偶発事象に係る資金流出額の計算において、銀行又は連結子法人等の流動性に係るリスクの管理における区分を踏まえ、その他主要な偶発事象の分類ごとに個別偶発事象に係る資金流出額を設定することとする。

（有担保資金運用等に係る資金流入額）

第六十二条 （略）

2 前項の「担保交換に係る資金流入額」とは、レポ形式の取引等又

は中央銀行有担保資金調達のうち担保交換に該当するものについて、それぞれの取引について第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額（当該額が零を下回る場合は、零とし、カバード・ショート・ポジションにおいて用いられている取引についても同様とする。）の合計額をいう。 一・二（略）	は中央銀行有担保資金調達のうち担保交換に該当するものについて、それぞれの取引について第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額（当該額が零を下回る場合は、零とする。）の合計額をいう。 一・二（略）
--	--